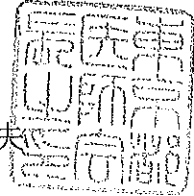


東都医発第2699号  
令和元年12月26日

東京産婦人科医会  
会長 山田 正 興 殿

公益社団法人  
東京都医師会  
会長 尾崎 治 夫



「母子保健法の一部を改正する法律」について

標記の件につきまして、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

今般、「母子保健法の一部を改正する法律」について、厚生労働省子ども家庭局母子保健課より日本医師会を通じ、周知方依頼がありました。

本改正は、市町村事業の「産後ケア事業」について、母子保健法に位置づけるものであり、市町村に対して下記の規定がなされております。また、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされています。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご承知おきいただきますようお願い申し上げます。

記

- ・ 出産後一年を経過しない女子及び乳児につき、産後ケア事業を行うよう努めなければならないこと
- ・ 産後ケア事業を行うに当たっては、産後ケア事業の人員、設備及び運営に関する基準として厚生労働省令で定める基準に従って行わなければならないこと
- ・ 産後ケア事業の実施においては、妊娠中から出産後に至る支援を切れ目なく行う観点から、母子健康包括支援センターその他の関係機関や、母子保健に関するほかの事業等との連携を図ることにより、妊産婦及び乳児に対する支援の一体的な実施その他の措置を講ずるよう努めなければならないこと

02.1.6

(公社) 東京都医師会 疾病対策課

TEL 03-3294-8837 (直通)

FAX 03-3292-7097

# 母子保健法の一部を改正する法律（産後ケア事業の法制化）について

公布日 : 令和元年12月6日  
法律番号 : 令和元年法律第69号

## 産後ケア事業とは

○産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない女子及び乳児に対して、心身のケアや育児のサポート等（産後ケア）を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保するもの。

## 法案概要

- 現在、予算事業として実施している市町村事業の「産後ケア事業」について、母子保健法上に位置づける。
- 各市町村について、「産後ケア事業」の実施の努力義務を規定する。

## 事業内容等

- 実施主体 : 市町村  
※事業の全部又は一部の委託可
- 内容 : 心身の状態に応じた保健指導  
療養に伴う世話  
育児に関する指導若しくは相談その他の援助
- 実施類型 : ①短期入所型  
②通所型（デイサービス型）  
③居宅訪問型（アウトリーチ型）
- 実施施設 : 病院、診療所、助産所その他厚生労働省令で定める施設
- 実施基準 : 厚生労働省令で定める基準  
(人員、設備、運営等に係る基準)

## 対象者

- 産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない女子、乳児

## 他の機関・事業との産前からの連携

- 市町村は、妊娠期から出産後に至る支援を切れ目なく行う観点から、
  - ・母子健康包括支援センターその他の関係機関と必要な連絡調整
  - ・母子保健法に基づく母子保健に関する他の事業、児童福祉法その他の法令に基づく母性及び乳児の保健及び福祉に関する事業との連携を図ることにより、妊娠婦及び乳児に対する支援の一体的な実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

## 施行日

- 2年を超えない範囲内で政令で定める日